

公益財団法人新潟県消防協会公益目的事業基金の運用等に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、公益財団法人新潟県消防協会（以下「協会」という。）が保有する特定資産のうち公益財団法人新潟県消防協会公益目的事業基金（以下「基金」という。）の運用手続等について定め、事業の適正な運用を図ることを目的とする。

(基 金)

第2条 協会定款第4条各号に掲げる事業のうち、公益目的とされた事業を実施するための特定資産として基金を設置する。

(基金の運用責任者)

第3条 基金の運用責任者は、会長とする。

- 2 代表理事は、理事会の承認を得て、基金の執行責任者を任命することができる。
- 3 前2項の責任者は、善良な管理者の注意をもって資金の運用に当たるとともに、法令及び定款の定めるところに従い、この法人のために忠実に職務を執行しなければならない。

(理事会への基金の状況報告)

第4条 会長は、基金の運用状況につき、年に1回又は必要に応じて理事会に報告しなければならない。

(基金の執行等の事務手続)

- 第5条 第3条第2項に定める基金の執行責任者は、基金の運用に当たっては、関係書類を添付して会長の決裁を受けなければならない。
- 2 基金に係る金融商品が満期になり、異なる金融商品で運用を行う場合については、前項の規定に準じ事務処理を行わなければならない。
 - 3 運用に係る金融商品について、満期に至るまで継続することができない特別な事情が発生したときは、基金執行責任者は速やかに会長と協議し、適切な措置を講じなければならない。

(補 則)

第6条 この規程に定めるもののほか、基金の運用に関する必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、公益財団法人設立登記の日（平成 年 月 日）から施行する。